⑵　「機振規程」第５条第３項の規定により提出されたとみなされる要望書に記載された事業の一部、又は、全部について、必要と認められる場合、「平成22年度公益事業振興補助事業の補助方針」で定める補助率とすることができる。

６．補助事業に関する留意事項

⑴　補助事業である旨の表示

補助事業者は、補助事業を実施する場合に、「機振規程」第34条の規定に基づき、機械工業振興補助事業である旨を表示するものとする。

⑵　補助事業の実施内容及び成果の公表

補助事業者は、補助事業の完了後速やかに、実施内容及びその成果について、自らのホームページ、機関誌、広報誌等を通じ、十分なＰＲに努めるとともに、本財団が行う情報公開の取組に積極的に協力するものとする。

⑶　補助事業の評価

補助事業者は、本財団が定める方法により、実施しようとする事業の事前計画を策定し、事業完了後は事前計画に基づく事後評価を行い、その結果を提出するものとする。

本財団は、それらも踏まえて、補助事業の評価を実施し、補助内容の見直しに反映する。

⑷　委託事業を実施する際の注意事項

補助事業者は、補助事業の一部を他に委託して実施する場合、調査テーマの選定や委託先の選定について適切な手続を行い関係書類の保管を行うと共に、当該委託先に対し、証拠書類の確認、必要書類の保管を確実に行うよう求める等、「補助事業実施に関する事務手続要領」に沿って事業を実施するものとする。

７．補助事業の実施期間

補助事業は、平成22年４月１日以降に事業を開始し、平成23年３月31日までに完了することを原則とする。

８．補助交付要望の受付期間

⑴　平成21年８月10日（月）午前10時から、同年９月30日（水）午後５時（必着）

⑵　前項の規定にかかわらず、社会的要請により特に緊急に対応する必要が認められる事業については、この限りではない。この場合、事業開始は平成22年４月１日以降とし、別に定める「社会的要請により特に緊急に対応する必要が認められる事業の実施要領」によるものとする。なお、過去、本財団の補助事業に要望し、不採択とされた事業又は毎年恒例的に実施されている事業は、特段の事情変更がない限り、原則として認めない。

９．補助金の交付要望手続き及び決定方法

⑴　補助金の交付を受けようとする者は、本財団が定める「機振規程」第５条の規定に基づく補助金交付要望書を本財団に提出することとする。

なお、要望の手続き等の詳細については、本財団に照会のこと。

⑵　連絡先

財団法人ＪＫＡ機械工業振興グループ
郵便番号　102―8011
東京都千代田区六番町４番地６（英全ビル）
電話　03（3512）1273
ホームページ　http://ringring-keirin.jp
問い合わせ時間　平日の午前９時30分から午前12時まで
午後１時から午後５時30分まで

⑶　本財団は、上記⑴の補助金交付要望書の提出の後、当該要望に係る書類の審査を行うほか、必要に応じてヒアリング調査等を行う。また、当該要望書を提出した者に対して、参考となる書類の提出を求めることがある。

⑷　本財団は、上記⑶の審査の結果に基づき、本財団に設置した補助事業審査・評価委員会で補助事業の選定について意見を聴取した上、補助事業計画を作成し、自転車競技法第27条及び小型自動車競走法第31条の規定により経済産業大臣の認可を得た後、当該要望書を提出した者に対し、文書で結果を通知する。

平成22年度体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助に関する公示

（競輪及びオートレースの交付金による公益事業振興補助事業）

平成22年度における自転車競技法第24条第６号及び小型自動車競走法第28条第６号の規定に基づく、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための補助に関する事業は、財団法人ＪＫＡ（以下「本財団」という。）が定める「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の補助を行うための業務方法に関する規程」（以下「公益規程」という。）及び「体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に関する補助細則」によるほか、次の補助方針により実施するので、公示します。

平成21年８月３日

財団法人ＪＫＡ
会長　下重　暁子

平成22年度公益事業振興補助事業の補助方針

（基本方針）

本財団は、従来から経済社会情勢の変化に応じ、毎年度補助方針の内容の見直しを行ってきたところであるが、平成22年度は、限られた財源を有効活用し、より一層効果的かつ効率的に事業を実施するため、補助対象事業の重点化を図りながら、競輪・オートレースの活性化にも配慮し、最大限の成果が得られるよう努めるものとしたい。特に自転車競技及びモーターサイクルスポーツ競技層拡大を積極的に進める趣旨を明確にし、加えて自転車を利用した健康増進を新たに重点項目とする。

また、外部委員から構成される公益事業振興補助事業審査・評価委員会により、補助事業の選定等について審議し、補助事業の透明性を確保する。

（補助対象事業の範囲と区分）

平成22年度における公益事業振興補助事業は、

１．体育、医療・公衆衛生、文教・環境等公益の増進（以下「公益の増進」という。）
２．社会福祉の増進
３．非常災害の援護等
４．地域振興

に関する事業の分野において実施するものとする。

「１．公益の増進」及び「２．社会福祉の増進」の分野の補助対象事業は、①重点事業及び②一般事業に掲げる事業とする。このうち①重点事業は、特に積極的に支援する必要がある事業として、積極的に採択することとし、また、一般事業に比し有利な補助率を適用することとする。

（国等の事業との役割分担の明確化等）

競輪・オートレースの補助事業は、競輪・オートレースの売上金の一部を広く社会に還元することを目的とするものである。かかる観点から、本補助事業では、本財団が、全国的な視野に立って、競輪・オートレースの売上金の一部を財源とすることを明示しつつ、国等の事業を質的・量的に補完することを目的として、その支援が及びにくい分野・事業を中心に機動的かつきめ細かい支援を行って